

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2021 年 4 月 1 日

株式会社 LIFULL

2021年4月1日

吸収合併に係る事後開示書面

東京都千代田区麴町一丁目4番地4
株式会社LIFULL
代表取締役 井上 高志

当社は、2021年2月12日付で当社と株式会社LIFULL FaM（以下「LIFULL FaM」といいます。）との間で締結した合併契約に基づき、2021年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、LIFULL FaMを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。

会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、本吸収合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. **本吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）**
2021年4月1日

2. **吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続の経過**
会社法第784条の2の規定による手続の経過
吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

- 会社法第785条の規定による手続の経過**
LIFULL FaMの株主において、本吸収合併の効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、本吸収合併に反対する者はおらず、株式買取に係る請求はなされませんでした。

- 会社法第787条の規定による手続の経過**
LIFULL FaMは、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

- 会社法第789条の規定による手続の経過**
LIFULL FaMは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2021年2月19日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者に対し

各別の催告を行いました。異議申述期限までに、債権者からの異議の申出はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

吸収合併の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 797 条の規定に基づき、2021 年 2 月 19 日付で、株主に対し、通知を行いました。効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、本吸収合併に反対する株主は現れず、株式買取に係る請求はなされませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、2021 年 2 月 19 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに、債権者からの異議の申出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本吸収合併の効力発生日をもって、LIFULL FaM からその資産、負債その他一切の権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 4 月 14 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2021 年 2 月 19 日

株式会社 LIFULL FaM

2021年2月19日

吸収合併に係る事前開示書面

東京都千代田区麴町一丁目4番地4
株式会社 LIFULL FaM
代表取締役 秋庭 麻衣

当社は、2021年4月1日を効力発生日とし、株式会社 LIFULL（以下「LIFULL」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、本吸収合併に際して開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

吸収合併存続会社である LIFULL 及び吸収合併消滅会社である当社は、本吸収合併の効力発生日において、LIFULL を完全親会社、当社を完全子会社とする完全親子会社の関係にあるため、LIFULL は、本吸収合併に際して、株式、金銭その他の合併の対価を交付しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度に係る計算書類等の内容

LIFULL の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

イ 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等

該当事項はありません。

ウ 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅株式会社についての次に掲げる事項

ア 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本吸収合併後のLIFULLの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

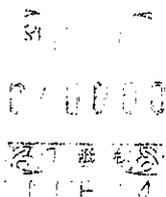
また、本吸収合併の効力発生日以降のLIFULLの収益状況及びキャッシュ・フローの状況についても、LIFULLの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本吸収合併後におけるLIFULLの債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

7. 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変動が生じたときは、変更後の当該事項

事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社 LIFULL（以下「甲」という。）と株式会社 LIFULL FaM（以下「乙」という。）とは、両社の合併（以下「本合併」という。）に関し、以下のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：株式会社 LIFULL

住所：東京都千代田区麹町一丁目4番地4

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：株式会社 LIFULL FaM

住所：東京都千代田区麹町一丁目4番地4

第3条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年4月1日とする。

但し、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条（合併の対価）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、株式、金銭その他の合併の対価を交付しない。

第5条（資本金及び準備金の額）

甲は、本合併において、資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第6条（合併契約承認決議）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うものとする。

第7条（会社財産等の引継ぎ）

乙は、効力発生日において、乙の一切の資産、負債その他の権利義務を甲に引き継ぎ、甲

はこれを承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営を行うものとし、本合併に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議の上、これを実行するものとする。

第9条（合併条件の変更、合併契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動を生じたときは、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに甲又は乙の適法な機関において承認が得られない場合は、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙間で協議の上、これを決定する。

本契約の成立を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保有する。

2021年2月12日

甲：東京都千代田区麴町一丁目4番地4

株式会社 LIFULL

代表取締役 井上 高志



乙：東京都千代田区麴町一丁目4番地4

株式会社 LIFULL FaM

代表取締役 秋庭 麻衣



(別紙 2)

提供書面

事業報告 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及び成果

全般的概況

当期 (2019年10月～2020年9月) におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により緩やかに回復基調にありましたが、2020年1月からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、一転して先行き不透明な状況となりました。

日本国内では4月27日の政府からの緊急事態宣言の発出により、5月の全国移動者数は300,861人 (昨年対比28.1%減、以下同) と大幅に落ち込んだものの、5月下旬の緊急事態宣言解除以降、徐々に回復し、通期では3.16%減にとどまりました (総務省「住民基本台帳人口移動報告」より)。

当社の主要な顧客である建設・不動産業界においては、当期における新設住宅着工件数は820,052件 (10.75%減) と大幅に減少し、緊急事態宣言中には政府の外出自粛要請に応じてモデルルームや店舗の営業自粛を行った事業者が多く発生しました。5月下旬の緊急事態宣言解除による経済活動の再開に伴い営業活動が再開され、リモートワークの普及に伴って新しい働き方に対応した住環境を求める新たな需要も出てきているものの、首都圏の新築マンション発売件数は25,418件 (23.7%減)、中古マンションの成約件数は34,792件 (10.0%減) と減少し、供給戸数の減少などを背景に販売価格は新築が4.2%、中古は4.1%上昇しています (国土交通省「建築着工統計調査報告」、株式会社不動産経済研究所「首都圏マンション市場動向」、公益財団法人東日本不動産流通機構「月例マーケットウォッチ」より)。

日本の広告市場 (2019年1月～12月) においては、「新聞広告」「雑誌広告」「ラジオ広告」「テレビメディア広告」での不動産・住宅設備領域は7.0%減となりましたが、当社グループが主としてサービスを行っているインターネット広告市場は14.8%増と6年連続で二桁成長を継続、初めてテレビ広告費を超えて2.1兆円に拡大しています。今後も従来のマスメディア広告からインターネット広告への移行はさらに加速していくものと考えられます (株式会社電通「2019年日本の広告費」より)。

海外においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、地域によっては都市封鎖や移動制限等の対応が断続的に実施されておりますが、現時点で収束時期は見通しがついておらず、経済全体に深刻な影響が出ているものと思われま

す。当社グループでは、感染拡大防止と従業員並びに関係者の皆様の安全確保を目的として、従業員の在宅勤務やオンライン商談を推奨しており、現時点で事業運営に大きな問題は生じておりません。

このような状況のもと、当期においては先行き不透明な状況においても持続的な企業活動を継続するため、実施予定であった投資計画を見直してコスト効率化及び削減に取り組んでまいりました。

また海外における感染拡大が続いている状況を踏まえ、海外事業に関する将来計画を見直した結果、これにかかるのれんの減損損失を計上いたしました。

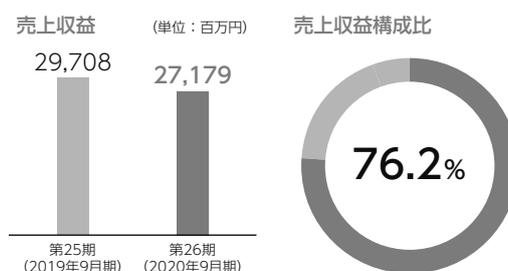
その結果、当期における連結業績は、売上収益35,402,758千円（前期比9.9%減）、EBITDA（償却前営業利益）4,504,280千円（同16.0%減）、税引前当期利益2,148,590千円（同40.7%減）、当期利益1,175,551千円（同50.2%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益1,170,782千円（同51.4%減）となりました。

	第25期 (2019年9月期)	第26期 (2020年9月期)
	金額 (千円)	金額 (千円)
売上収益	39,297,010	35,402,758
EBITDA	5,360,726	4,504,280
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,406,881	1,170,782

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりです。

(1) HOME'S関連事業

売上収益27,179百万円 (注1)



主力事業である「HOME'S関連事業」は、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」と不動産事業者向け業務支援サービス、及び関連事業で構成されています。

当期は、「LIFULL HOME'S」の「ブランド力強化」と「メディア力の強化」を目指し、新たな住まいの探し方を提案するコンテンツ制作と、それに連動したプロモーション等への投資を継続したほか、掲載情報の充実を目指した料金改定や、情報精度の向上を目指したツールの提供に取り組んでまいりました。

また2020年7月には健美家株式会社を子会社化いたしました。両社の持つユーザーや不動産投資に関わる情報、顧客基盤といった経営資源を相互に活用することで、不動産投資分野における収益を拡大すると共に、不動産流通市場の活性化にむけ取り組んでまいります。

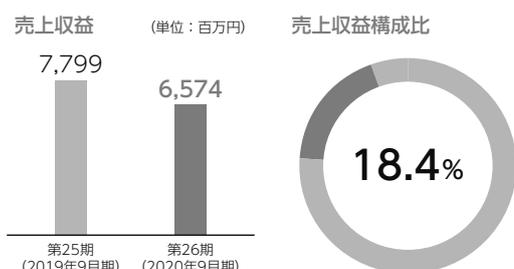
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急事態宣言中の営業を自粛されたLIFULL HOME'S会員様へのサービス停止期間中の料金割引を実施する等、事業者支援と市場の下支えを優先して行ってまいりました。事業環境が日々変化の中で柔軟な事業運営を可能にするべく、コスト計画の見直し及び抑制努力を合わせて実施しており、収益性は改善しております。

当事業の売上収益は27,179,155千円、セグメント利益は3,910,463千円となりました。

(注) セグメント間取引については相殺消去しておりません。

(2) 海外事業

売上収益6,574百万円 (注)



海外事業は、主にLIFULL CONNECTが運営する不動産・住宅、中古車、転職・求人、ファッションの情報サイト等により構成されています。

当期は組織統合を通じ、Trovit社、Mitula社、RESEM社の持つ技術やノウハウを融合し、各サービスの高度化やWEB集客力の強化に取り組むだけでなく、さらなる競争力強化に向けた採用も注力してまいりました。

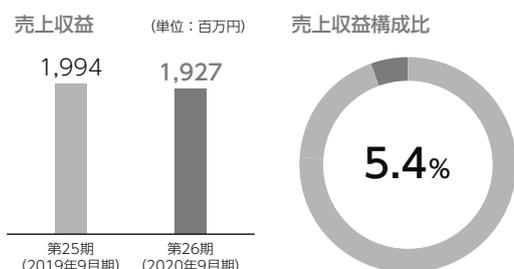
新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、様々な国や地域で移動制限や都市封鎖等の対応が実施され、主要な顧客である各国の不動産ポータルサイトにおいてもサイト訪問者数が減少していること等を背景に、広告出稿量が抑制されたため、コスト計画の見直し及び抑制努力を行いました。

当事業の売上収益は6,574,892千円、セグメント利益は807,703千円となりました。

(注) セグメント間取引については相殺消去しておりません。

(3) その他事業

売上収益1,927百万円 (注)



その他事業は、老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」、レンタル収納スペース情報検索サイト「LIFULL トランクルーム」、引越し見積り・予約サイト「LIFULL 引越し」等により構成されています。

また、当期においては、「LIFULL HOME'S空き家バンク」や「LivingAnywhere Commons」をはじめとする地方創生事業への投資を強化しております。

当事業の売上収益は1,927,526千円、セグメント利益は△396,933千円となりました。

(注) セグメント間取引については相殺消去しておりません。

2. 設備投資の状況

当期において実施した企業集団の設備投資の総額は、1,051,135千円であります。その主な内容は、サービス機能等のソフトウェアの取得、建物、什器備品の購入等であります。

3. 資金調達の状況

当期の主な資金調達は、今後の資金需要への備えとして、柔軟な資金運用を可能にするため、金融機関からの借入金9,100,000千円であります。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

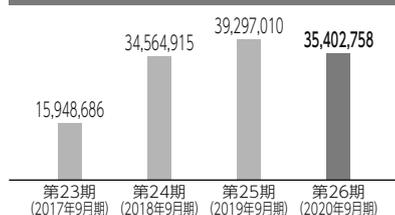
7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

(取得の状況)

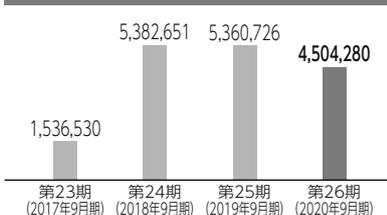
当社は、2020年7月31日付で不動産投資と収益物件の情報サイト「健美家」の運営会社である健美家株式会社の全株式を取得し、同社を完全子会社化いたしました。

8. 財産及び損益の推移

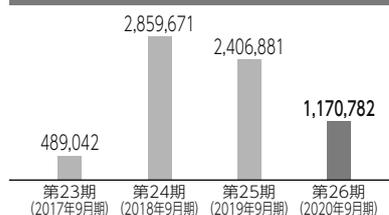
売上収益 (単位：千円)



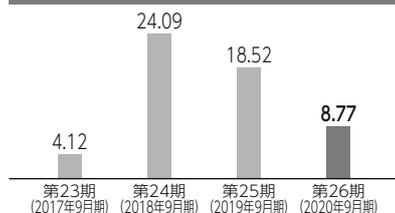
EBITDA (単位：千円)



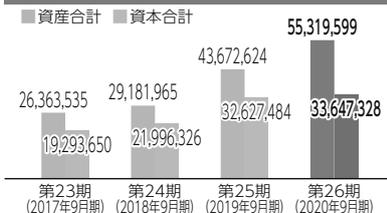
親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位：千円)



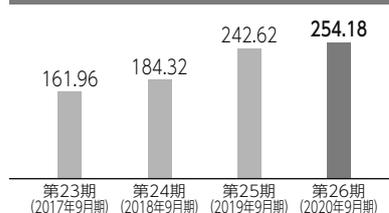
基本的1株当たり当期利益 (単位：円)



資産合計/資本合計 (単位：千円)



1株当たり親会社所有者帰属持分 (単位：円)



		第23期 (2017年9月期)	第24期 (2018年9月期)	第25期 (2019年9月期)	第26期 (当連結会計年度) (2020年9月期)
売上収益	(千円)	15,948,686	34,564,915	39,297,010	35,402,758
EBITDA	(千円)	1,536,530	5,382,651	5,360,726	4,504,280
親会社の所有者に帰属する当期利益	(千円)	489,042	2,859,671	2,406,881	1,170,782
基本的1株当たり当期利益	(円)	4.12	24.09	18.52	8.77
資産合計	(千円)	26,363,535	29,181,965	43,672,624	55,319,599
資本合計	(千円)	19,293,650	21,996,326	32,627,484	33,647,328
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	161.96	184.32	242.62	254.18

9. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
LIFULL CONNECT, S.L.U.	3,001 ユーロ	100.0%	アグリゲーションサイトを運営するグループ会社の経営管理ならびにそれに付随する業務
株式会社LIFULL Marketing Partners	32,500 千円	100.0%	インターネット・マーケティング事業

(3) その他

楽天株式会社は、当社の議決権を18.06%所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

10. 対処すべき課題

当社グループは、中期経営戦略の実行に際し、以下のような課題に取り組んでまいります。

(1) HOME'S関連事業の成長

不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」のユーザー数の増加、メディア価値の向上、顧客基盤の強化に取り組み、ユーザーとクライアント双方に対する提供価値を増加させることで業績の拡大に努めてまいります。

(2) 不動産市場の活性化・拡大

不動産情報・価格情報・物件性能評価・不動産事業者評価といった情報の網羅と可視化に加え、民泊をはじめとする空き家の利活用の推進や、クラウドファンディングを活用した投資プラットフォームの構築等、複合的に不動産市場の活性化に向けて取り組むことに加え、地方自治体と個別に連携し空き家の利活用を推進する等、不動産市場の拡大に向けた新たな価値の創出にも努めてまいります。

(3) 海外事業の成長

各種サービスの高度化、不動産ポータルサイトへの成長投資強化、マルチメディアをコントロールする統合プラットフォームの構築に取り組むことで、ユーザーとクライアントに質の高いサービスを提供し、グローバルでの競争力の拡大に努めてまいります。

(4) M&A、事業提携の推進

既存事業の拡充、人材獲得、関連技術の獲得及び新規事業への進出のため、M&Aや事業提携を推進してまいります。

(5) 人材採用・育成、組織力の強化

持続的な成長のために、新卒及び中途社員の採用をすすめ、社内外の教育研修プログラムによる専門スキルの向上や会社の価値観の共有等を通じて、拡張期にある当社グループの人的資産及び組織力の強化に努めてまいります。

11. 主要な事業内容 (2020年9月30日現在)

当社グループは、当期末現在、当社、連結子会社36社(国内12社、海外24社)により構成されており、HOME'S関連事業、海外事業及びその他事業の3つのセグメントにて事業展開を行っております。当区分はセグメント情報の区分と一致しております。

【HOME'S関連事業】

当事業は、不動産・住宅情報サイト「LIFULL HOME'S」と不動産事業者向け業務支援サービス、及び関連事業で構成されております。

【海外事業】

当事業は、海外の不動産・住宅、中古車、転職・求人、ファッションの情報サイト等により構成されております。

【その他事業】

当事業は、老人ホーム・介護施設の検索サイト「LIFULL 介護」、レンタル収納スペース情報検索サイト「LIFULL トランクルーム」、引越し見積り・予約サイト「LIFULL 引越し」や、地方創生事業、地域創生ファンド等により構成されております。

12. 主要な営業所 (2020年9月30日現在)

(1) 当社

本 社	東京都千代田区
大阪支店	大阪府大阪市北区
名古屋支店	愛知県名古屋市西区
福岡支店	福岡県福岡市博多区
札幌支店	北海道札幌市中央区

(2) 子会社

LIFULL CONNECT, S.L.U.	スペイン
株式会社LIFULL Marketing Partners	東京都千代田区

13. 従業員の状況 (2020年9月30日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,268名	29名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
709名	3名増	35歳	6.2年

(注) 1. 上記のほか、臨時雇用者の年間の平均人員数は121名であります。
2. 当社から社外への出向者 (28名) を除いております。

14. 主要な借入先の状況 (2020年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,008,330千円
株式会社みずほ銀行	2,508,330千円
三井住友信託銀行株式会社	1,058,330千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,291,660千円
農林中央金庫	600,000千円

II 会社の株式に関する事項 (2020年9月30日現在)

1. 発行可能株式総数 **350,452,800株**
2. 発行済株式の総数 **134,239,870株**
(自己株式2,458,256株を含む)
3. 株主数 **11,260名**

4. 大株主

株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
井上 高志	27,941,000	21.20
楽天株式会社	23,797,100	18.06
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	18,352,900	13.93
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,464,400	5.66
CBS/DCV CLIENTS	5,227,675	3.97
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	3,208,000	2.43
五味 大輔	2,700,000	2.05
BNYMNON-TREATY DTT	2,440,300	1.85
野村信託銀行株式会社 (投信口)	2,273,600	1.73
S A J A P	1,798,100	1.36

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,458,256株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得した株式の総数：2,383,500株
- (3) 株式の取得価額の総額：999,994,400円
- (4) 取得期間：2020年5月19日～2020年8月4日

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項 (2020年9月30日現在)

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	井上 高志	(重要な兼職の状況) 一般財団法人Next Wisdom Foundation代表理事、一般財団法人PEACE DAY代表理事
取締役 執行役員	山田 貴士	LIFULL HOME'S事業本部プロダクトマネジメント室長 兼 AI戦略室長 (重要な兼職の状況) LIFULL TECH VIETNAM COMPANY LIMITED委任代表者
取締役	高橋 理人	社外取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社EPARK社外取締役、ワタベウェディング株式会社社外取締役、Fringe81株式会社社外取締役
取締役	小林 正忠	社外取締役 (重要な兼職の状況) 楽天株式会社 常務執行役員
取締役	中尾 隆一郎	社外取締役、独立役員 (重要な兼職の状況) 株式会社旅工房 社外取締役、株式会社中尾マネジメント研究所 代表取締役社長
取締役	大久保 和孝	社外取締役、独立役員 (重要な兼職の状況) 株式会社大久保アソシエイツ代表取締役社長、セガサミーホールディングス株式会社社外監査役、サンフロンティア不動産株式会社社外取締役、株式会社ブレインパッド社外監査役、株式会社サーラコーポレーション社外取締役、株式会社商工組合中央金庫社外取締役、武蔵精密工業株式会社社外取締役

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	宍 戸 潔	社外監査役、独立役員
監 査 役	松 嶋 英 機	社外監査役、独立役員 (重要な兼職の状況) 西村あさひ法律事務所顧問、株式会社レーサム社外監査役、熊本電気鉄道株式会社社外監査役、株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役
監 査 役	花 井 健	社外監査役、独立役員 (重要な兼職の状況) 日本精線株式会社社外取締役、タツタ電線株式会社社外取締役、ギークス株式会社社外取締役
監 査 役	中 森 真 紀 子	社外監査役、独立役員 (重要な兼職の状況) 中森公認会計士事務所代表、M&Aキャピタルパートナーズ株式会社社外監査役、株式会社チームスピリット社外監査役、伊藤忠商事株式会社社外取締役

- (注) 1. 監査役 中森真紀子氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 2019年12月19日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、山田善久氏は取締役を辞任いたしました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款に定めており、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	
取締役（うち社外取締役）	5名（3名）	69,325千円	（16,000千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	33,000千円	（33,000千円）
合 計（うち社外役員）	9名（7名）	102,325千円	（49,000千円）

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2000年7月15日開催の臨時株主総会において、年額240,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、2010年6月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は6名（うち社外取締役は4名）、監査役は4名（うち社外監査役は4名）であります。
上表の取締役の員数と相違しておりますのは、社外取締役1名が無報酬のためであります。
また、2019年12月19日開催の第25回株主総会終結の時をもって辞任した社外取締役は無報酬のため上表の取締役の員数には含んでおりません。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分・氏名	兼職先	兼職内容	当該法人等との関係
社外取締役 高橋理人	株式会社EPARK	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	ワタベウェディング株式会社	社外取締役	
	Fringe81株式会社	社外取締役	
社外取締役 小林正忠	楽天株式会社	常務執行役員	楽天株式会社は、当社の株式を23,797,100株（18.06%）所有しており、当社は同社及びそのグループ企業との間で広告宣伝の依頼等の取引関係があります。
社外取締役 中尾隆一郎	株式会社旅工房	社外取締役	同社と当社との間にはサービス利用等の取引関係があります。
	株式会社中尾マネジメント研究所	代表取締役社長	同社と当社との間には特別の関係はありません。
社外取締役 大久保和孝	株式会社大久保アソシエイツ	代表取締役社長	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	セガサミーホールディングス株式会社	社外監査役	
	サンフロンティア不動産株式会社	社外取締役	
	株式会社ブレインパッド	社外監査役	
	株式会社サーラコーポレーション	社外取締役	
	株式会社商工組合中央金庫	社外取締役	
	武蔵精密工業株式会社	社外取締役	

区分・氏名	兼職先	兼職内容	当該法人等との関係
社外監査役 松嶋英機	西村あさひ法律事務所	顧問	同事務所及び同社と当社との間には特別の関係はありません。
	株式会社地域経済活性化支援機構	社外取締役	
	株式会社レーサム	社外監査役	各社と当社との間には広告宣伝の依頼等の取引関係があります。
	熊本電気鉄道株式会社	社外監査役	
社外監査役 花井健	日本精線株式会社	社外取締役	各社と当社との間には特別の関係はありません。
	タツタ電線株式会社	社外取締役	
	ギークス株式会社	社外取締役	
社外監査役 中森真紀子	中森公認会計士事務所	代表	同事務所及び各社と当社との間には特別の関係はありません。
	伊藤忠商事株式会社	社外取締役	
	M&Aキャピタルパートナーズ株式会社	社外監査役	同社と当社との間にはシステム利用等の取引関係があります。
	株式会社チームスピリット	社外監査役	

(2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

区分・氏名	活動状況
社 外 取 締 役 高 橋 理 人	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。不動産情報事業での豊富な経験、BtoCにおける実績とeコマース分野への豊富な知見・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役 小 林 正 忠	2019年12月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。企業経営における豊富な知見・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役 中 尾 隆 一 郎	2019年12月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。住宅領域、テクノロジー領域、事業開発、マーケティング、組織活性化、KPIマネジメント分野への豊富な知見・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
社 外 取 締 役 大 久 保 和 孝	2019年12月19日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としてガバナンス、ファイナンス、コンプライアンス、CSR分野への豊富な知見・経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために助言・提言を行っております。
常 勤 社 外 監 査 役 穴 戸 潔	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また監査役会17回の全てに出席いたしました。企業経営及び海外事情に関する豊富な知見・経験に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役 松 嶋 英 機	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、また監査役会17回のうち15回に出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役 花 井 健	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また監査役会17回のうち全てに出席いたしました。金融機関における豊富な経験と会社経営者としての見識に基づき、適宜質問し意見を述べております。
社 外 監 査 役 中 森 真 紀 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また監査役会17回のうち全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から適宜質問し意見を述べております。

(4) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する記載内容に対する意見

上記(1)～(4)に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役及び社外監査役からの意見は特にありません。

V 会計監査人の状況

1. 名称 PwCあらた有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	報酬等の額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	61,920千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	67,020千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外のIFRS16-リースについて、グループでの導入に関する助言指導等の業務を委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「常に革進することで、より多くの人々が心からの『安心』と『喜び』を得られる社会の仕組みを創る」ことを基本理念とし、また「利他主義」を社是として、社会、お客様、家族、仲間などの全方位に向けて「みんなを幸せにしたい」という想いで事業に取り組んでおります。

この基本理念及び社是の下、コーポレート・ガバナンス体制及びコンプライアンス体制を整備・構築し運用していくことが経営の重要な責務であることを認識し、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に従い、下記の内部統制システム構築の基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制を整備・構築いたします。

また、今後とも、内部統制システムの目的を果たす上で必要な見直しを行い、より一層適切な内部統制システムを整備・構築すべく努めております。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①定款その他社内規程等を定めることにより、当社及び子会社の取締役及び使用人が法令、社会倫理規範等を遵守するための行動規範とし、法令、定款その他に違反する不正行為等を発見した場合の通報制度として経営管理担当本部及び外部第三者機関を窓口とした内部通報体制を整備する。また、コンプライアンスの所管部署である法務部門が、全社的な役員教育を実施することにより、CSRの一環としてコンプライアンス体制の構築、維持、向上を図る。
- ②監査役会又は監査役を設置し、適切かつ十分な能力を有した監査役が、独立性を維持しつつ適宜監査を実施し、業務の適法性の検証や不正取引の発生防止等に努め、全社的な法令遵守体制の精度向上を図る。またそれらのモニタリング結果・改善点などを含む問題点や今後の課題を、随時、取締役会に報告する。なお、監査役から当社のコンプライアンス体制についての意見及び改善策の要求がなされた場合は、取締役及び執行役員が遅滞なく対応し改善を図ることとする。
- ③代表取締役直属の内部監査部門を設置し、適切かつ十分な能力を有した内部監査人が、監査役会・会計監査人と連携・協力して適宜業務プロセスの検証を行う。横断的かつ継続的な検証を行うことで全社的なリスク評価や不正取引の発生防止等に努め、業務の有効性や効率性に寄与することを目的とした内部監査を推進する。また随時、それらのモニタリング結果・改善点などを代表取締役や監査役に報告する。

- ④代表取締役は、監査役・内部監査部門からの経営・業務プロセス改善等の報告を該当部門にフィードバックすることによりコンプライアンス体制を向上・改善する義務がある。
- ⑤代表取締役は、定期的に内部統制状況を確認し、内部統制報告書の「代表者確認書」を作成する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び取締役会規程、稟議規程、文書管理規程等の各種社内規程、方針等に従い、文書(紙又は電磁的媒体)に記録し、かつ検索性の高い状態で適切に保管・管理する体制を整備し、取締役・監査役はこれらの文書を閲覧する権限を有するものとする。

(3) 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に管理することで、当社グループ全体でのリスク管理体制を構築する。
- ②リスク管理委員会は、リスク管理体制整備の進捗状況や具体的個別事案を通じての体制のレビューを行い、必要に応じて取締役会及び監査役会に報告する。
- ③監査役は、社内の重要な会議等に参加し、取締役の意思決定プロセス並びに業務執行状況を監査することによって、損失の危険がある事項と判断した場合には、取締役会においてその意見を報告するなど、適宜対処する。
- ④内部監査部門の監査により全社横断的なリスク状況の監視を行い、法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の重要度等について直ちに代表取締役及び担当部署に報告し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を構築する。また、各部署が損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査部門に報告する体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の業務執行を監督するほか、各種重要会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討、取締役会から委譲された権限の範囲内における様々な経営課題についての意思決定を行う。
- ②「執行役員制度」を導入し、経営と業務執行の分離を明確にした上、取締役の経営判断における健全性と効率性を高める。
- ③社内規程に基づく職務決裁権限により、適正かつ効率的に意思決定を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①関係会社管理については、社内規程等に基づき、子会社、関連会社における重要な決定事項を親会社の経営管理担当本部へ報告させることによりグループ会社経営の効率化を図る。経営管理担当本部は、経理、財務等の業務機能について、子会社、関連会社に対して必要な報告義務を指示する。その他、情報交換、人事交流等の連携体制の確立を図り、適切な経営を指導することにより、強固な企業集団全体の内部統制システムを構築する。
- ②監査役は子会社に対する監査を実施するとともに、被監査会社、代表取締役及び監査役会にその結果を報告し、グループ全体の内部統制の有効性と妥当性を検証する。
- ③代表取締役は、当社グループ各社の効率的な運営と、その監視監督体制の整備を行う。
- ④内部監査部門は、社内各部門へ専門的視点からリスク評価手法の指導、社員教育等の支援を行っていくことで、有効な内部統制を継続的に維持する。また、内部統制部門は、統制手続き構築支援を行う。
- ⑤事業年度毎に、連結に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した報告書（内部統制報告書）を有価証券報告書と併せて内閣総理大臣に提出する。
- ⑥業務プロセスについては監査法人が定期的な監査を行い、内部統制報告書の監査証明を発行する。また、その改善指摘事項については、内部監査部門の監督の下、遅滞なく改善を行う。

(6) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく職務決裁権限により、適正かつ効率的に意思決定を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、当社は、監査役の業務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という）として適切な人材を配置する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役スタッフは、監査業務に関しては、監査役以外の指示、命令を受けないものとする。
- ②監査役スタッフの任命・解任、評価、人事異動等に関しては、事前に常勤監査役に報告し、監査役会の同意を得るものとする。

(9) 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、監査役スタッフに対し必要な調査、情報収集の権限を付与することにより監査役の指示の実効性を確保する。

(10) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会のほか重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、その都度必要に応じて取締役等から重要事項の報告を受ける権限を有するものとする。
- ②当社及び子会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、又は著しく不当な事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告する義務を有する。

(11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の取り組みを行う。

- ①監査役は取締役と相互の意思の疎通を図るため適宜会合を行う。
- ②監査役は、会計監査人・内部監査人と連携・協力して監査を実施する。
- ③代表取締役と監査役は、半期毎又は必要に応じ会合を持ち意見交換を実施する。
- ④監査役と会計監査人は、四半期毎又は必要に応じ意見交換会を開催する。

2. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢・態度で臨み、一切の関係を持たないことを下記のとおり基本方針として定め、この方針に従った対応を徹底いたします。

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ①当社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
- ②当社は、いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為をいたしません。
- ③当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力からの不当要求に対しては、民事上と刑事上の両面から法的対応を行うとともに、これらに対し、組織的に対応いたします。
- ④当社は、反社会的勢力との取引又は疑いのある取引が判明した場合、直ちに関係解除に向けた適切な措置を講じます。
- ⑤当社は、平素より警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連絡関係を構築するとともに、不当要求に対応する従業員の安全を確保いたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

①反社会的勢力対応統括部署の設置

当社は、総務部門を反社会的勢力に対する対応統括部署とし、情報の一元管理・蓄積を行います。また、反社会的勢力の要求に対しては、社内関係部門と連携して、毅然とした姿勢で対応する体制を構築いたします。

②外部専門機関との連携

当社は、反社会的勢力に対する取り組みとして、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力に係る情報等の収集に努めるほか、所轄警察署、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部の専門機関と平素から緊密な連携を保ち、連携して事態に対処する体制を整備しております。

③社内研修活動の実施

当社は、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターによる「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第14条第2項に規定する不当要求防止責任者講習の受講等のもとより、従業員向けに実施されるコンプライアンス講習の中で、不当要求防止に関する講習を実施する等、従業員への周知活動を徹底しております。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務遂行に関する事項

取締役会規程をはじめとした社内規程等を定め、取締役が法令並びに定款に則して意思決定、行動をするよう徹底しております。当事業年度において取締役会を17回開催し、各議案についての適切な審議、業務執行の報告及び監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成される経営会議を開催し、業務執行の効率性を確保しております。

(2) 監査役の職務遂行に関する事項

当事業年度において監査役会を17回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。

監査役は取締役会への出席、及び常勤監査役による経営会議やその他の重要会議への出席を通じ、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的な情報交換を行うことで内部統制システム全般をモニタリングしております。

(3) コンプライアンス、リスク管理に関する事項

代表取締役は当事業年度においてリスク管理委員会を開催し、全社的なリスク管理を行い、状況に応じて適宜対応しております。

また、コンプライアンス教育の一環として担当部門より、子会社を含む役員及び社員向けに各種法務研修を実施しました。

(4) 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項

お取引先様に対して取引時の事前確認を実施するため、専門部署を設置するとともに、特殊暴力防止対策連合会、特殊暴力防止対策協議会等に参加し、定期的な情報収集を実施しました。

(注) 1. 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 本事業報告の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

計算書類

貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,772,009
現金及び預金	9,337,784
売掛金	2,497,898
商品	66,988
貯蔵品	1,323
前渡金	330
前払費用	180,805
短期貸付金	673,651
未収入金	973,457
その他	44,234
貸倒引当金	△4,465
固定資産	34,957,013
有形固定資産	1,206,722
建物	1,025,379
工具器具備品	121,326
リース資産	56,451
その他	3,566
無形固定資産	874,661
商標権	5,354
ソフトウェア	495,551
ソフトウェア仮勘定	367,340
その他	6,415
投資その他の資産	32,875,629
投資有価証券	382,436
関係会社株式	18,319,160
その他の関係会社有価証券	11,632,818
関係会社出資金	543,554
長期貸付金	331,391
敷金及び保証金	652,240
固定化営業債権	26,060
繰延税金資産	1,010,463
貸倒引当金	△22,494
資産合計	48,729,023

科目	金額
負債の部	
流動負債	12,611,784
買掛金	156,784
短期借入金	7,100,000
1年内返済予定の長期借入金	1,000,020
未払金	1,630,491
リース債務	6,433
未払費用	211,296
未払法人税等	1,007,042
未払消費税等	352,006
前受金	18,271
預り金	43,008
前受収益	129
賞与引当金	1,075,186
資産除去債務	11,112
固定負債	760,127
長期借入金	166,630
リース債務	68,965
資産除去債務	510,657
その他	13,875
負債合計	13,371,912
純資産の部	
株主資本	35,360,560
資本金	9,716,363
資本剰余金	10,259,563
資本準備金	9,982,036
その他資本剰余金	277,527
利益剰余金	16,393,895
その他利益剰余金	16,393,895
繰越利益剰余金	16,393,895
自己株式	△1,009,262
評価・換算差額等	△3,448
その他有価証券評価差額金	△3,448
純資産合計	35,357,111
負債及び純資産合計	48,729,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	23,896,937
売上原価	1,527,970
売上総利益	22,368,967
販売費及び一般管理費	18,880,612
営業利益	3,488,354
営業外収益	192,741
受取利息	5,962
受取配当金	20,576
経営指導料	61,308
受取手数料	23,650
飲食事業収入	30,097
不動産賃貸収入	22,740
その他	28,404
営業外費用	185,789
支払利息	26,140
飲食事業費用	63,774
不動産賃貸費用	46,025
固定資産除却損	32,974
その他	16,873
経常利益	3,495,306
特別利益	334,134
固定資産売却益	1,000
投資有価証券売却益	305,127
子会社清算益	14,802
その他	13,204
特別損失	54,541
固定資産売却損	223
投資有価証券評価損	39,571
出資金評価損	13,344
その他	1,402
税引前当期純利益	3,774,898
法人税、住民税及び事業税	1,403,120
過年度法人税等	△1,116
法人税等調整額	△165,487
当期純利益	2,538,381

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2019年10月1日残高	9,716,363	9,982,036	277,527	10,259,563	14,445,842	14,445,842	△9,114	34,412,655
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△590,327	△590,327	-	△590,327
当期純利益	-	-	-	-	2,538,381	2,538,381	-	2,538,381
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△1,000,148	△1,000,148
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	1,948,053	1,948,053	△1,000,148	947,905
2020年9月30日残高	9,716,363	9,982,036	277,527	10,259,563	16,393,895	16,393,895	△1,009,262	35,360,560

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2019年10月1日残高	△3,266	△3,266	34,409,388
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△590,327
当期純利益	-	-	2,538,381
自己株式の取得	-	-	△1,000,148
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△182	△182	△182
事業年度中の変動額合計	△182	△182	947,722
2020年9月30日残高	△3,448	△3,448	35,357,111

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

③ 商品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………8 ～ 10年

工具器具備品……………4 ～ 15年

無形固定資産……………定額法によっております。なお、商標権については10年、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用期間（5年）によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」(前事業年度365,441千円)は、当事業年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 減価償却累計額

有形固定資産 1,020,204千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 780,096千円

長期金銭債権 331,391千円

短期金銭債務 269,874千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高 188,925千円

売上原価 510,477千円

販売費及び一般管理費 657,807千円

営業取引以外

受取利息 5,959千円

受取配当金 20,156千円

経営指導料 61,308千円

受取手数料 23,650千円

子会社清算益 14,802千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	74,441株	2,383,815株	－株	2,458,256株

(注) 増加株式数の主な内訳は、以下のとおりであります。

自己株式の取得による増加 2,383,500株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,255千円
賞与引当金	329,222千円
未払事業税	60,854千円
未払費用	44,173千円
一括償却資産	23,595千円
投資有価証券評価損	26,300千円
関係会社株式評価損	285,301千円
減価償却費	145,394千円
資産除去債務	156,363千円
その他	31,461千円
繰延税金資産合計	<u>1,110,921千円</u>
繰延税金負債	
資産除去債務に対する除去費用	101,980千円
その他	△1,522千円
繰延税金負債合計	<u>100,458千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,010,463千円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容 (注1、2)	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
子会社	株式会社 LIFULL Marketing Partners	直接100%	役務の 提供等	業務受託等	178,444	売掛金	45,950
				ロイヤリティ 等の受取	16,358	未収入金	4,037
			プロモーシ ョン委託等	制作委託等	434,164	買掛金	47,039
				システム運用 業務委託等	5,612	未払金	1,684
子会社	株式会社 LIFULL Investment	直接84.9%	役務の 提供等	ロイヤリティ 等の受取	11,323	未収入金	1,335
			資金の 貸付等	資金の貸付	1,191,676	短期貸付金	673,651
						長期貸付金	347,341 (注3)
出向者 受入等	出向者給与等	15,819	未払金	1,563			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で、決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 1年内回収予定の長期貸付金を含んでおります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 268円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円01銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る附属明細書

第26期

自 2019年10月1日
至 2020年9月30日

東京都千代田区麹町一丁目4番地4
株式会社 LIFULL

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末残高	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物	1,628,127	11,399	37,638	164,288	1,601,888	576,509
	機械及び装置	6,621	—	—	969	6,621	4,200
	工具器具備品	609,090	12,003	94,489	47,474	526,604	405,278
	リース資産	90,321	—	—	9,032	90,321	33,870
	建設仮勘定	328	9,510	9,129	—	709	—
	その他	345	436	—	288	782	345
	計	2,334,835	33,350	141,257	222,052	2,226,927	1,020,204
無形 固定 資産	商標権	28,214	—	—	2,650	28,214	22,860
	ソフトウェア	3,825,320	200,471	119,136	349,149	3,906,655	3,411,103
	ソフトウェア仮勘定	267,050	297,325	197,035	—	367,340	—
	その他	6,415	—	—	—	6,415	—
	計	4,127,000	497,796	316,172	351,799	4,308,624	3,433,963

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、以下の通りであります。

建物	事業用建物	9,192千円
	本社新規設備、内部造作等	2,207千円
工具器具備品	社内業務用ハードウェア	8,169千円
	本社新規備品等	3,358千円
建設仮勘定	サービス提供設備等の固定資産等	9,510千円
ソフトウェア	サービス機能向上のためのソフトウェア	178,508千円
	社内業務用ソフトウェア	21,963千円
ソフトウェア仮勘定	サービス機能向上のための自社開発ソフトウェア	276,385千円
	社内業務用自社開発ソフトウェア	20,939千円

2. 当期減少額のうち主なものは、以下の通りであります。

建物	事業用建物の除却	37,638千円
工具器具備品	社内業務用ハードウェア等の除却	82,157千円
	社内業務用ハードウェア等の売却	12,332千円
建設仮勘定	サービス提供設備等の固定資産等への振替	9,129千円
ソフトウェア	サービス機能向上のためのソフトウェア除却	119,136千円
ソフトウェア仮勘定	サービス機能向上のための自社開発ソフトウェアのソフト ウェア勘定への振替	174,508千円
	サービス機能開発中止によるソフトウェアの除却	22,527千円

2. 引当金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	35,346	35,474	43,861	26,959
賞与引当金	669,614	1,075,186	669,614	1,075,186

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額	摘 要
販売促進費	86,853	
旅費交通費	209,794	
交際費	56,930	
役員報酬	102,325	
給与手当	3,341,985	
法定福利費	680,816	
賞与	233,932	
賞与引当金繰入額	1,072,212	
広告宣伝費	7,080,176	
外注費	1,950,202	
採用教育費	126,651	
福利厚生費	49,154	
事務用消耗品費	89,122	
水道光熱費	32,639	
寄付金	76,012	
研究開発費	89,825	
租税公課	234,165	
貸倒引当金繰入額	16,768	
地代家賃	650,558	
通信費	132,102	
支払手数料	1,974,325	
減価償却費	551,724	
その他	42,331	
計	18,880,612	

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月19日

株式会社 L I F U L L
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 千代田 義央 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 那須 伸裕 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 L I F U L L の2019年10月1日から2020年9月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフカードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月19日

株式会社L I F U L L 監査役会

監査役 穴 戸 潔 ㊟
監査役 松 嶋 英 機 ㊟
監査役 花 井 健 ㊟
監査役 中 森 真 紀 子 ㊟

(注) 監査役穴戸潔、監査役松嶋英機、監査役花井健及び監査役中森真紀子の各氏は会社法第2条第16号及び、第335条第3項に定める社外監査役であり、監査役穴戸潔氏は常勤監査役であります。

以 上

以 上